

《令和7年大船渡市大規模林野火災に伴う被災者住宅再建支援事業補助金のご案内》

令和7年大船渡市大規模林野火災（以下、「林野火災」という。）により被災した市内の住宅の早期再建に資するため、住宅を滅失した者が行う大船渡市内における自己の居住する住宅の新築又は購入に対し、一定の範囲内で補助金を交付いたします。

1 補助金の交付対象について

以下の条件を全て満たすものが対象です。

- ・半壊以上のり災証明書に氏名が記載されている者又は市長が特別の事由があると認めた者が、自己が居住するために住宅を新築又は購入するものであること。

※ 購入する場合は、令和7年3月10日以降に建築確認済証を取得したものに限り、

共同住宅又は併用住宅等は、被災者が自ら居住する部分に限り、

親孝行ローンによるものも可能です。

- ・被災した住宅を滅失していること。

※ 公費解体又は自己負担にて適切に解体撤去処分していること。

- ・10立方メートル以上の県産材を使用していること。

- ・市内事業者と直接契約していること。

- ・当該事業における補助金額の確定通知を受けて、おおむね令和9年3月19日までに補助金交付請求をしていること。

- ・同一のり災証明書にて当該補助金を受けていないこと

※ 1つのり災証明書につき、1回の補助となりますので、世帯分離する際は何れかの1世帯が対象となります。

- ・自力再建による賃貸住宅や公営住宅等への転居（賃料を支払いそのまま住み続ける場合を含む）をしていないこと。

2 補助金額について

区 分	補 助 額
県産材の使用量が10m ³ 以上20m ³ 未満の場合	60万円
県産材の使用量が20m ³ 以上30m ³ 未満の場合	80万円
県産材の使用量が30m ³ 以上の場合	100万円

3 申請手続き等について

(1) 申請受付

大船渡市都市整備部住宅管理課住宅建築係への申請が必要となります。

TEL：0192-27-3111（内線322）

〈注意①〉 郵送、ファクシミリでの申請は受け付けません。

〈注意②〉 受付は、必要書類がすべて揃わなければ受付できません。

〈注意③〉 事前に相談や申請があっても、書類に不備がある場合は、受付したとはみなしません。

(2) 補助金の交付申請に必要な書類等

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 罹災証明書
- ③ 別紙1
- ④ 契約書及び設計図書等（平面図、立面図、配置図、確認済証又は検査済証）
- ⑤ 県産材の使用数量調書
- ⑥ 岩手県産材産地証明書等（県産材であることを証する書類）
- ⑦ 住宅の滅失した状況がわかる写真
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

(3) 交付申請の受付期間等

おおむね令和9年1月29日までの、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く）。

※おおむね令和9年3月19日までに補助金交付請求書を提出する必要があります。

(4) 交付の決定等

申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付します。

補助金交付決定通知後に施工を開始してください。既に着手済みの場合は、市住宅管理課に相談してください。

補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第3号）を交付します。

(5) 工事内容の変更等

補助金交付決定通知書を受領した後に工事の内容に変更があった場合、又は申請を取り下げる場合は、補助金変更（取下げ）申請書（様式第4号）を提出してください。ただし、軽微な変更については提出が不要ですので、市住宅管理課に相談してください。

申請を取り下げる場合は、補助金交付決定通知を受領した日から起算して原則15日以内に申請してください。

申請があったときは、その内容を審査し、変更（取下げ）を承認したときは、変更（取下げ）決定通知書（様式第5号）を交付（郵送）します。

(6) 工事の完了報告

工事が完了した日から原則10日以内かつ、おおむね令和9年2月26日までに完了報告書（様式第6号）を提出してください。

※ 完了報告書の提出のない申請については、補助金の交付決定を取消します。

完了報告書には次の書類等を添付してください。

- ① 工事費の請求書又は領収書
- ② 施工状況写真（県産材の使用状況がわかるもの）
- ③ 完成写真（住宅の全体がわかるもの）

- ④ 完成図面（申請時と内容が変わらない場合は添付不要）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金額を確定し、被災者住宅再建支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）を交付します。

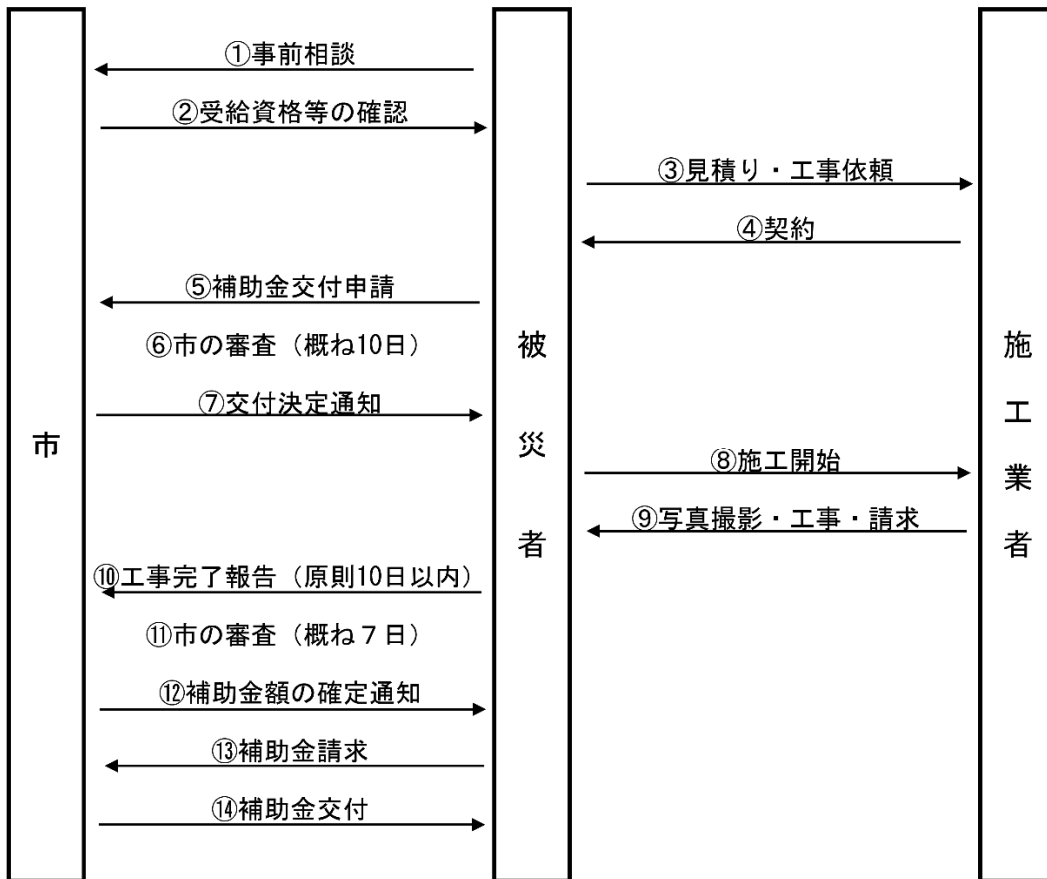
(7) 補助金の請求

金額の確定通知があった補助金の交付を受けようとするときは、被災者住宅再建支援事業補助金交付請求書（様式第8号）をおおむね令和9年3月19日（金）までに提出してください。

(8) 交付決定の取消し

偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、補助金全額の返還を命じます。

4 申請フロー



5 お問い合わせ・お申し込み

大船渡市役所 住宅管理課 住宅建築係（本庁舎3階）

TEL：0192-27-3111（内線322）